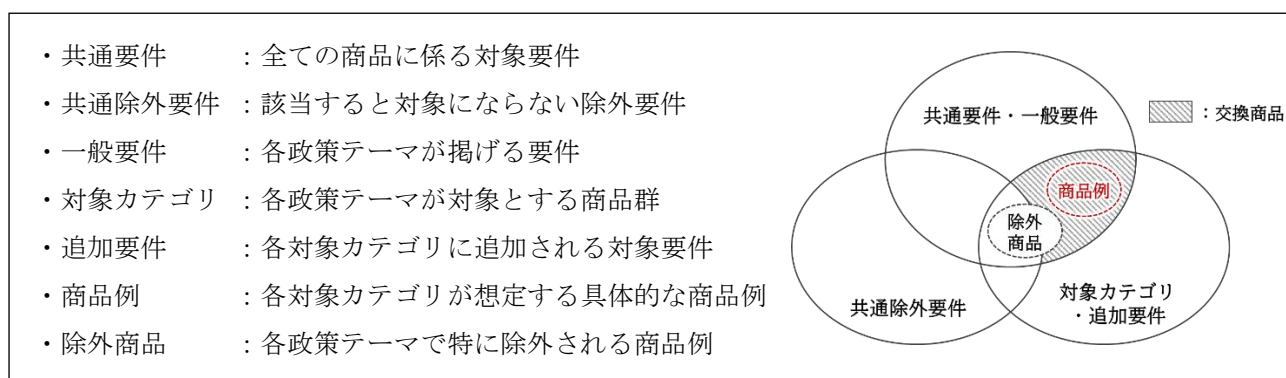


交換商品の公募に係る要件について

< 1. 要件の全体イメージ >

交換商品の対象は、複数の要件（対象要件、除外要件）により限定しています。対象となる交換商品は下図の斜線部分になります。



※ 商品カテゴリは今後、追加・変更されることがあります。

< 2. 共通要件と共通除外要件 >

【共通要件】

以下のすべてを満たすこと。

- ・ 郵便、宅配便により納品できるもの（手渡し等不可）
- ・ 500～100万ポイント*（送料含む）の範囲で、100ポイント単位でポイント数が設定されるもの
- ・ 2021年6月上旬～2022年2月15日 **3月15日（2021.10.05改定）** に提供され、納品完了報告ができるもの
- ・ メーカーが設定する消費期限、利用期限内のもの
- ・ 新品、未開封のもの（中古品不可）
- ・ 十分な在庫を有し、納品依頼から20日以内に納品できるもの

※共同住宅の管理組合等が共用で利用できる設備等については、100万ポイント以上の商品であっても交換商品の対象とすることがあります。個別に事務局に相談を行うこと。

【共通除外要件】

以下のいずれにも該当しないこと。

- ・ 公序良俗に反するもの
- ・ 法令で販売・所持が規制されているもの
- ・ 商品に関する契約等で譲渡・転売が禁止されているもの

- ・悪用されるおそれのあるもの
- ・青少年の保護育成上好ましくないもの
- ・危険なもの
- ・他人の権利・利益を侵害する可能性のあるもの
- ・商品の効用等についての根拠の乏しいもの
- ・貴金属、金券等の換金性の高いもの
- ・無形のサービスや役務の提供
- ・その他、本制度の主旨に鑑み、対象商品として含めることがふさわしくないもの

共通除外要件	例
公序良俗に反するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済の下着、制服、水着、体操服等 ・盗撮写真、盗撮ビデオ、盗撮機器 ・犯罪方法やテロ行為の手引き、その他犯罪性の高い商品、犯罪を誘発するおそれのある商品 ・モザイク除去機器 ・暴力団、不良集団、テロ組織、暴走族等に関する商品 ・グロテスクな商品、その他嫌悪感・不快感を与える商品
法令で販売・所持が規制されているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄砲類、刀剣類 ・麻薬、覚醒剤、向精神薬等の薬物 ・盗品 ・医療品成分を含む健康食品 ・不正改造バイク
商品に関する契約等で譲渡・転売が禁止されているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・預貯金や証券の口座、預貯金通帳、クレジットカード、キャッシュカード、ローンカード等
悪用されるおそれのあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・印影から印章を作成するサービス ・免許証、パスポート、健康保険証等の身分証明書 ・個人情報、それらの情報が含まれた触媒（名簿、住民票等）、IDやパスワード ・官公庁・企業の入館証、社員証、役職や身分を示すバッジ、制服等
青少年の保護育成上好ましくないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・アダルトグッズ ・性風俗店の宣伝広告、チケット等 ・青少年の保護育成上好ましくないビデオ、DVD、写真集、書籍、雑誌 ・児童ポルノ
危険なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・爆発物、高圧ガス等の危険物 ・毒物、劇薬 ・スタンガン、催涙スプレー、警棒等、武器として使用されるおそれのあるもの（護身目的の商品を含む）
他人の権利・利益を侵害する可能性のあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・偽ブランド品、レプリカ、ブランド品のリメイク品や類似品、真正品であると証明できない商品 ・ブランド名等を活用して「〇〇風」、「〇〇調」等と表記して販売される商品 ・無断で撮影したプロマイド、無許可でタレント画像等を使用した商品等、肖像権、パブリシティ権を侵害する商品 ・他人の名誉、信用を毀損する商品 ・スクランブルキャンセラー、コピーガードキャンセラー
商品の効用等についての根拠の乏しいもの	<ul style="list-style-type: none"> ・「金運上昇」や「波動」等を謳うもの ・迷信や非科学的な表現により効用を謳うもの

換金性の高いもの	<ul style="list-style-type: none"> ・金、銀、プラチナ等の貴金属、宝石、これらを素材とした製品 ・アクセサリ、腕時計 ・商品券、金券、ギフト券、新幹線等の回数券等 ・金融商品
無形のサービスや役務の提供 (※) 役務とは、他人のために行う労務又は便益であって、独立して商取引の対象となるサービスを指す	<ul style="list-style-type: none"> ・レンタル（着物、ドレス、アウトドア用品、家電等） ・家事代行（炊事洗濯、エアコン清掃、庭木の手入れ、クリーニング等）等の訪問サービス、マッサージ、健康診断 ・専門家相談（医療、保険、法律、住宅ほか） ・リフォーム工事 ・レジャー施設、レストラン等のお試しクーポン等 ・興業チケット、旅行サービス・旅行券
その他、本制度の趣旨に鑑み、対象商品として含めることがふさわしくないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・昆虫・ペット等の生体、ペット用品 ・美術品 ・自動車、不動産 ・医薬品、精力剤、コンタクトレンズ ・本制度の政策テーマに合致しない医薬部外品、化粧品 ・CD、DVD、漫画 ・ゲーム機、カードゲーム、フィギュア ・特定の時期・日付に納品されることに価値があると考えられる商品（おせち料理など） ほか

※商品の設置に付随する工事費について

付随して工事費が必要となる商品は、以下のいずれかの方法で提供することができます。

- ① 全国一律の工事費が設定できる場合は、工事費を含めたポイント数を設定できます。ただし、工事費は商品本体の価格を下回ることとします。
- ② 地域や設置状況により工事費が変わる場合、商品代金のみのポイント数を設定できます。なお、登録にあたっては、商品説明に「工事費別」と明記し、「目安となる工事費」を必ず記載してください。

（工事事業者の指定がある場合も必ず明記してください。）

< 3. 政策課題ごとの対象・要件 >

交換商品については、次の（１）～（７）の政策テーマごとに規定する要件を満たすものを対象とする。

（１）「新たな日常」に資する商品

【対象カテゴリ】

ウィズ・コロナ時代の生活様式の変化に対応した「新たな日常」の実現に資する以下のいずれかのカテゴリに分類される商品

- ア) テレワーク家電
- イ) テレワーク環境整備用品
- ウ) テレワーク用品
- エ) ステイホーム家電
- オ) D I Y用品
- カ) 園芸用品・アウトドアリビング
- キ) 楽器
- ク) 感染予防家電
- ケ) 感染予防用品
- コ) 自転車

（＊）対象カテゴリ・要件等は今後追加・変更されることがあります。

【一般要件】

ウィズ・コロナ時代の生活様式の変化に対応した「新たな日常」の実現に資することについて、妥当と考えられる内容が明示されていること。

また、各カテゴリで追加要件がある場合は、追加要件を満たすことの確認もできること。

カテゴリ		追加要件	商品例※の一例
ア)	テレワーク家電	—	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン ・タブレット ・プリンター ・家庭用電話機、F A X ・モニター、ディスプレイ ・卓上照明 ・W e bカメラ ・キーボード、マウス ・マイク ・無線L A Nルータ ・スマートフォン

イ)	テレワーク環境整備用品	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ロールスクリーン ・パーテーション ・デスク、チェア ・本棚、ラック ・畳
ウ)	テレワーク用品	—	<ul style="list-style-type: none"> ・文房具 ・ケーブルクリップ ・ブックエンド ・ブルーライトカットメガネ ・エアダスター ・プライバシーテント
エ)	ステイホーム家電	主に自宅内での利用を想定しているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ ・プロジェクター ・ブルーレイレコーダー ・ホームシアター ・オーディオ機器 ・ラジオ
オ)	D I Y用品	主に家庭内での利用を想定しているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・工具セット ・電動ドライバー ・ノコギリ ・カナヅチ ・カッター ・塗料 ・刷毛、塗装用ローラー ・作業台 ・定規
カ)	園芸用品・アウトドアリビング	主に家庭内での利用を想定しているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・肥料 ・ガーデンアーチ ・貯水タンク ・植木鉢 ・苗、生花 ・ウッドデッキ ・人工芝
キ)	楽器	主に家庭内での利用を想定しているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ピアノ ・ドラムセット ・ギター ・バイオリン ・トランペット

			<ul style="list-style-type: none"> ・電子楽器
ク)	感染予防家電	—	<ul style="list-style-type: none"> ・体温計 ・扇風機 ・空気清浄機 ・加湿器
ケ)	感染予防用品	—	<ul style="list-style-type: none"> ・マスク ・フェイスシールド ・石鹸 ・手指消毒剤 ・使い捨てガウン ・使い捨て手袋 ・宅配ボックス
コ)	自転車	<p>—</p> <p>※電動アシスト自転車は「家事負担軽減に資する商品」として、子供乗せ自転車は「子育て関連商品」として登録すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・クロスバイク ・マウンテンバイク ・自転車用アクセサリ

※商品例は、別表の「政策テーマにおける対象カテゴリと商品例」を参照ください。

(2) 省エネ・環境配慮に優れた商品

【対象カテゴリ】

環境上の課題に配慮して生産・加工等され、省エネ・環境配慮に優れた以下のいずれかのカテゴリに分類される商品

- ア) PC・プリンタ・スキャナ・ディスプレイ（その他周辺機器・サプライ含む）
- イ) テレビ・レコーダー・プロジェクター
- ウ) エアコン
- エ) 照明機器・電球
- オ) 寝具
- カ) カーテン・ブラインド
- キ) 園芸用品

(*) 対象カテゴリ・要件等は今後追加・変更されることがあります。

【一般要件】

当該商品の生産・加工等の工程において環境上の課題に対し一定の妥当な配慮がなされていることについて、認証制度の取得状況等により妥当と考えられる内容が明示されていること。

また、各カテゴリで追加要件がある場合は、追加要件を満たすことの確認もできること。

カテゴリ	追加要件	商品例※の一例
ア) パソコン・プリンタ・スキャナ・ディスプレイ（その他周辺機器・サプライ含む）	次のいずれかの要件を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーラベルによる省エネ基準達成率が100%を超えていること ・国際エネルギースタープログラムに適合していること ・エコマーク認定を取得していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン ・プリンタ ・コピー機 ・スキャナ ・複合機 ・ディスプレイ ・FAX ・インクカートリッジ
イ) テレビ・レコーダー・プロジェクター	次のいずれかの要件を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーラベルによる省エネ基準達成率が100%を超えているもの ・エコマーク認定を取得しているもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ ・レコーダー ・プレーヤー ・プロジェクター
ウ) エアコン	次のいずれかの要件を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーラベルによる省エネ基準達成率が100%を超えているもの ・エコマーク認定を取得しているもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・エアコン ・クーラー

エ)	照明機器・電球	次のいずれかの要件を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーラベルによる省エネ基準達成率が100%を超えているもの ・エコマーク認定を取得しているもの ・LEDを使用しているもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・蛍光灯器具 ・ペンダントライト ・電球型LEDランプ ・LED照明器具
オ)	寝具	<ul style="list-style-type: none"> ・エコマーク認定を取得しているもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・マットレス ・毛布、布団 ・畳
カ)	カーテン・ブラインド	—	<ul style="list-style-type: none"> ・カーテン、すだれ ・サンシェード ・日射調整フィルム
キ)	園芸用品	—	<ul style="list-style-type: none"> ・肥料 ・ガーデンアーチ ・貯水タンク ・植木鉢 ・苗、生花

※商品例は、別表の「政策テーマにおける対象カテゴリと商品例」を参照ください。

(3) 防災関連商品

【カテゴリ】

災害発生時の被害の防止・抑制や円滑な避難、生活手段の確保・維持等に資する以下のいずれかのカテゴリに分類される商品

- ア) 食料品（非常食・保存食）
- イ) 住宅内の被害防止・抑制に資するもの
- ウ) その他の防災・避難用品

(*) 対象カテゴリ・要件等は今後追加・変更されることがあります。

【一般要件】

災害発生時の被害の防止・抑制や円滑な避難、生活手段の確保・維持等に資することについて、妥当と考えられる内容が明示されていること。

また、各カテゴリで追加要件がある場合は、追加要件を満たすことの確認もできること。

カテゴリ		追加要件	商品例※の一例
ア)	食料品	長期間（5年以上）の保存に耐え、調理に手がかからず、持ち運びに便利で、栄養価が高く腹持ちがよいもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保存期間が明示されている以下の商品等がセットとしてまとめられたもの <ul style="list-style-type: none"> － 乾パン、缶詰 － アメ、チョコレート － 飲料水 － アルファ米、レトルト食品 ・ 上記の他、非常食用ないし備蓄用であることが明示されているもの
イ)	住宅内の被害の防止・抑制に資するもの	－	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災ラベルを取得しているもの ・ 耐震ベッド、シェルター ・ 感震ブレーカー <ul style="list-style-type: none"> ※感震ブレーカー等の性能評価 ガイドライン（H27 内閣府）に基づく一定の性能が確認できるものに限る ・ 家具の転倒防止に資する器具 ・ 飛散防止フィルム ・ 消火器
ウ)	その他の防災・避難用品	災害に備えて用意しておくもので、災害発生に際し避難や避難生活、復旧の為に使用できるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連用品を多数備えた防災・避難セット ・ 懐中電灯、ランタン ・ 防災ラジオ ・ 電池（充電式含む） ・ 携帯用トイレ ・ 救急箱、救急セット

			<ul style="list-style-type: none">・給水用ポリタンク・カセットコンロ・工具セット・非常用電源
--	--	--	--

※商品例は、別表の「政策テーマにおける対象カテゴリと商品例」を参照ください。

(4) 健康関連商品

【対象カテゴリ】

健康の保持増進や高齢者が安心して生活できる環境づくりに資する以下のいずれかのカテゴリに分類される商品

- ア) 食料品
- イ) アウトドア用品・自転車
- ウ) スポーツ用品 (例: グローブ、ボール、バットなど)
- エ) 健康器具
- オ) 健康家電
- カ) エアコン・扇風機・ストーブ・ヒーター

(*) 対象カテゴリ・要件等は今後追加・変更されることがあります。

【一般要件】

健康の保持増進や高齢者が安心して生活できる環境づくりに資することについて、妥当と考えられる内容が明示されていること。

また、各カテゴリで追加要件がある場合は、追加要件を満たすことの確認もできること。

カテゴリ		追加要件	商品例※の一例
ア)	食料品	食品表示法に基づく保健機能食品(栄養機能食品を除く)に該当すること	・特定保健用食品 ・機能性表示食品
イ)	アウトドア用品	—	・クロスバイク ・マウンテンバイク ・キャンプ用品(テント、寝袋、ライト等) ・リュック、カバン ・バーベキュー用品(炭、網等) ・折りたたみチェア、テーブル
ウ)	スポーツ用品	—	・バット ・グローブ ・ラケット ・ボール ・スノー用品(スキー、スノーボード関連) ・ヨガマット
エ)	健康器具	主に屋内での運動に使用する器具	・ランニングマシーン ・フィットネスバイク ・腹筋ローラー ・フラフープ

			<ul style="list-style-type: none"> ・ダンベル、ウェイト ・ランポリン
オ)	健康家電	—	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく、特定管理医療機器 ・加湿器、除湿器、空気清浄機 ・血圧計、体重計、補聴器
カ)	介護用品	—	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法で定める福祉用具貸与または福祉用具販売に該当するもの ・紙おむつ、おむつカバー、尿とりパット、おしり拭き ・防水シート ・使い捨て手袋 ・消臭剤、清拭剤 ・ドライシャンプー ・杖、シルバーカー ・浴室用滑り止めマット
キ)	扇風機・ ストーブ・ ヒーター	—	<ul style="list-style-type: none"> ・扇風機 ・ヒーター、ファンヒーター ・ホットカーペット ・サーキュレーター ・ストーブ

※商品例は、別表の「政策テーマにおける対象カテゴリと商品例」を参照ください。

(5) 家事負担軽減に資する商品

【対象カテゴリ】

家事負担の軽減に資する以下のいずれかのカテゴリに分類される商品

- ア) キッチン家電
- イ) 掃除・洗濯家電
- ウ) スマートスピーカー
- エ) キッチン・バス・トイレ・洗濯・掃除用品
- オ) 自転車

(*) 対象カテゴリ・要件等は今後追加・変更されることがあります。

【一般要件】

家事負担の軽減に資することについて、妥当と考えられる内容が明示されていること。

また、各カテゴリで追加要件がある場合は、追加要件を満たすことの確認もできること。

カテゴリ		追加要件	商品例※の一例
ア)	キッチン家電	—	<ul style="list-style-type: none"> ・冷蔵庫、冷凍庫 ・電子レンジ、オーブン、トースター ・炊飯器、精米機、餅つき器 ・IH調理器、ホットプレート、圧力鍋 ・ガステーブル、コンロ、電気フライヤー ・電気ケトル、ポット、コーヒーマーカー ・ジューサー、ミキサー、フードプロセッサー ・生ゴミ処理機
イ)	掃除・洗濯家電	—	<ul style="list-style-type: none"> ・掃除機、クリーナー、高圧洗浄機 ・洗濯機、乾燥機 ・アイロン、ズボンプロセッサー ・ミシン
ウ)	スマートスピーカー	—	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートスピーカー（対話型の音声操作に対応したAIアシスタントを利用可能なスピーカーであること）
エ)	キッチン・バス・トイレ・洗濯・掃除用品	—	<ul style="list-style-type: none"> ・浄水器、シャワーヘッド ・電動歯ブラシ、ブラシ、スポンジ ・芳香剤、トイレトペーパー ・エプロン、ふきん、タオル、マット ・洗剤、シャンプー、コンディショナー

オ)	自転車	電動機により人を補助するアシスト機能を備えるもの（モーターのみで自走可能な自転車（電気自動車）は除く）であること	・電動アシスト自転車
----	-----	--	------------

※商品例は、別表の「政策テーマにおける対象カテゴリと商品例」を参照ください。

(6) 子育て関連商品

【対象カテゴリ】

子どもや保護者が使用する子どもの健やかな成長に資する以下のいずれかのカテゴリに分類される商品

- ア) 家具（学習机等に限る）
- イ) 文具、事務用品、ランドセル
- ウ) 玩具
- エ) 絵本
- オ) 参考書、辞書、図鑑
- カ) ベビーカー、ベビーシート、チャイルドシート
- キ) ベビー・キッズ用品
- ク) 自転車

(*) 対象カテゴリ・要件等は今後追加・変更されることがあります。

【一般要件】

子どもや保護者が使用する子どもの健やかな成長に資することについて、妥当と考えられる内容が明示されていること。

また、各カテゴリで追加要件がある場合は、追加要件を満たすことの確認もできること。

カテゴリ		追加要件	商品例※の一例
ア)	家具	主に学習に用いられるもの	・学習机 ・学習イス
イ)	文具、ランドセル	子供用の仕様であり、成人による使用が主として想定されないもの	・鉛筆、シャープペンシル ・下敷き ・ノート ・ランドセル ・定規、分度器 ・コンパス ・クレヨン、色鉛筆
ウ)	玩具	ST マークを取得しており、対象年齢が6歳未満であること。	・知育玩具
エ)	絵本	Cコードが付与されており、販売対象が「8」、形態が「7」であること。	・児童向け絵本
オ)	参考書、辞書、図鑑	Cコードが付与されており、参考書については販売対象が「6」または「7」であること。辞書・図鑑については形態が「5」または「6」であること。	・漢字ドリル ・算数ドリル ・漢和辞典 ・英和辞典、和英辞典 ・生物図鑑

		※電子辞書については、上記の基準を満たす辞書が収録されていること。	・電子辞書
カ)	ベビーカー、ベビーシート、チャイルドシート	—	・ベビーカー ・ベビーシート ・チャイルドシート
キ)	ベビー・キッズ用品	—	・ベビーフード ・子供用衣類（対象身長 120cm 以下） ・おむつ ・自転車用ヘルメット ・小児用自転車 ・小児用三輪車 ・抱っこひも
ク)	自転車	（一社）自転車協会による「幼児 2 人同乗基準適合車」であること。	・自転車

※商品例は、別表の「政策テーマにおける対象カテゴリと商品例」を参照ください。

(7) 「地域の振興」に資する商品

【対象カテゴリ】

「地域の振興」に資する国内の特定の地域における地域資源を活かした生産・加工等を経た農林水産物、畜産物、加工食品・飲料、伝統工芸品等の商品

【一般要件】

国内の特定の地域における地域資源を活かした生産・加工等を経た農林水産物、畜産物、加工食品・飲料、伝統工芸品等の地場産品であり、「地域の振興」に資することについて、妥当と考えられる内容が明示されており、また、追加要件を満たすことの確認もできること。

	追加要件	商品例※の一例
地場産品	次のいずれかの要件を満たすこと ・自治体からの推薦を受けていること ・地域の観光協会等の広報（HP等）にて紹介されていること ・R3年度のふるさと納税の返礼品として紹介されていること ・地域の特産物として一般的に認識されていること	・肉、魚、野菜、果物 ・練り物、缶詰 ・酒、ジュース ・陶磁器 ・木製家具 ・織物、編み物、染め物

※商品例は、別表の「政策テーマにおける対象カテゴリと商品例」を参照ください。